（募集機構債の割当て）

第九条　機構は、申込者の中から募集機構債の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集機構債の金額及び金額ごとの数を定めなければならない。この場合において、機構は、当該申込者に割り当てる募集機構債の金額ごとの数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2　機構は、第七条第八号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集機構債の金額及び金額ごとの数を通知しなければならない。

（募集機構債の申込み及び割当てに関する特則）

第十条　前二条の規定は、地方公共団体が募集機構債を引き受ける場合又は募集機構債の募集の委託を受けた者が自ら募集機構債を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

2　前項の場合において、振替機構債を引き受ける地方公共団体又は振替機構債の募集の委託を受けた者は、その引受けの際に、第八条第二項第三号に掲げる事項を機構に示さなければならない。

（募集機構債の権利者）

第十一条　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める募集機構債の権利者となる。

一　申込者　機構の割り当てた募集機構債

二　募集機構債を引き受けた地方公共団体　当該地方公共団体が引き受けた募集機構債

三　募集機構債の募集の委託を受けた者で自ら募集機構債を引き受けたもの　その者が引き受けた募集機構債

（機構債の債券の発行）

第十二条　機構は、機構債の債券を発行する旨の定めがある機構債を発行した日以後遅滞なく、当該機構債の債券を発行しなければならない。

2　機構債の各債券には、第七条第二号から第五号まで並びに第八条第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

（原子力損害賠償支援機構債原簿）

第十三条　機構は、主たる事務所に原子力損害賠償支援機構債原簿を備えて置かなければならない。

2　原子力損害賠償支援機構債原簿には、次の事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　第七条第三号から第六号までに掲げる事項その他の機構債の内容を特定するものとして主務省令で定める事項（次号において「種類」という。）

二　種類ごとの機構債の総額及び各機構債の金額

三　各機構債の払込金額及び払込みの日

四　機構債の債券を発行したときは、機構債の債券の番号、発行の日及び機構債の債券の数

五　第八条第一項第一号、第五号及び第六号に掲げる事項

六　元利金の支払に関する事項

七　前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

（機構債の債券を発行する場合の機構債の譲渡）

第十四条　機構債の債券を発行する旨の定めがある機構債の譲渡は、当該機構債に係る債券を交付しなければ、その効力を生じない。

（権利の推定等）

第十五条　機構債の債券の占有者は、当該債券に係る機構債についての権利を適法に有するものと推定する。

2　機構債の債券の交付を受けた者は、当該債券に係る機構債についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（機構債の債券を発行する場合の機構債の買入れ）

第十六条　機構債の債券を発行する旨の定めがある機構債の買入れは、当該機構債に係る債券を交付しなければ、その効力を生じない。

（機構債の買入れの対抗要件）

第十七条　機構債の債券を発行する旨の定めがある機構債の質権者は、継続して当該機構債に係る債券を占有しなければ、その質権をもって機構その他の第三者に対抗することができない。

（機構債の債券の喪失）

第十八条　機構債の債券は、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百四十二条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。

2　機構債の債券を喪失した者は、非訟事件手続法第百四十八条第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。

（利札が欠けている場合における機構債の償還）

第十九条　機構は、債券が発行されている機構債をその償還の期限前に償還する場合において、これに付された利札が欠けているときは、当該利札に表示される機構債の利息の請求権の額を償還額から控除しなければならない。ただし、当該請求権が弁済期にある場合は、この限りでない。

2　前項の利札の所持人は、いつでも、機構に対し、これと引換えに同項の規定により控除しなければならない額の支払を請求することができる。

（機構債の償還請求権等の消滅時効）

第二十条　機構債の償還請求権は、十年間行使しないときは、時効によって消滅する。

2　機構債の利息の請求権及び前条第二項の規定による請求権は、五年間行使しないときは、時効によって消滅する。

（機構債の発行の認可）

第二十一条　機構は、法第六十条第一項の規定により機構債の発行の認可を受けようとするときは、機構債の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　機構債の発行を必要とする理由

二　第七条第一号から第五号まで及び第七号並びに第八条第一項第一号、第五号及び第六号に掲げる事項

三　機構債の募集の方法

四　機構債の発行に要する費用の概算額

五　前各号に掲げるもののほか、機構債の債券に記載しようとする事項

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第八条第一項各号に掲げる事項を記載した書面

二　機構債の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三　機構債の引受けの見込みを記載した書面

（主務省令への委任）

第二十二条　第五条から前条までに定めるもののほか、機構債に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（法人税の特例）

第二十三条　法第六十九条第一項又は第二項の原子力事業者が同条第一項に規定する連結事業年度において同項又は同条第二項の規定の適用を受けた場合において、当該原子力事業者の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、法第六十九条第一項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に、法第六十九条第二項の規定により益金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額に、それぞれ含まれるものとする。